

格を規定するものが、「共通なるもの」との認識があって、公共性は成立することになる。したがって主体の相異ではなく、それぞれの多様な主体が異なる教育構想を「共通なるもの」と認識しているかが問われることになる。それ故、公共性の内実は、歴史性をおび相対的なものといえよう。

郷学論の整理を試みた入江宏は、近世的郷学与維新时期郷学を別の範疇と捉え、そのメルクマールとして「近世的公共性」という公共性概念を導入して、その差異を説明している。「近世的公共性」とは、①郷学の設立・維持が複数の有志によっていること、②郷学の受講者は血縁・地縁・身分を超えて公開されていること、③郷学の理念が好学者の嗜好にとどまらず一郷の風俗改善・文化向上をめざしていたことと、3点において整理している。対して、維新时期郷学は、①の設立維持が府藩県三治制下の行政区の町村リーダーと町村による財政負担、③の理念が一郷の風俗改善から「一郷の王化」と、公共性の内実を変容させていると指摘している。(入江宏「郷学論」幕末維新学校研究会編『近世日本における「学び」の時間と空間』溪水社、2010年) 維新にともなう国家建設に対応して、郷学の公共性が変容したことを示している。

つまり、公共性を「共通なるもの」認識にかかわる概念とすれば、それは必然的にいかなる主体であれ「共通なるもの」=統合ないしは連帯と同時にそこに含まれない部分の排除を内包することになる。統合・連帯と排除という相反する機能を内在する公共性であるならば、国家的公共性と地域的公共性の主体にかかわる要求と管理の相克とともに、教育・学校をめぐる、何が統合され何が排除されたのかをめぐる相克として捉えることができるのではなかろうか。さらにいえば、地域的公共性、民衆の要求は、本書が多面的に実証したように一枚岩でありえず、歴史性(資本主義化、帝国憲法体制)に対して、分枝し変容する如く、多様な公共性を内実とすることになる。いうまでもなく、それぞれの公共性は、又、それぞれの統合・連帯と排除の機能を内在させることになる。

本書が国家的公共性と地域的公共性を分析視点とした点、早くも著者が「公共」観からの分析を提示したことは、公と私、国家と民衆という単純な対抗、対立の構図では、近代公教育史を把握できないとの

認識にもとづくものであったと、評者は理解している。その先見性と府県管理中学校を事例とした実証的研究に圧倒されつつも、評者の私見を、読みの浅さを恐れつつ、記してみた。

(吉川弘文館、2011年1月、434頁、16,000円)

山田恵吾 著

## 『近代日本教員統制の展開

— 地方学務当局と小学校教員社会の関係史 —

伊藤 純郎 (筑波大学)

本書は、2007(平成19)年2月に筑波大学より博士(教育学)の学位を授与された博士論文「近代日本における教員統制に関する研究—千葉県学務当局の教育施策の展開過程からみた—」に加筆・修正をほどこし、表題のもとに一書にまとめたものである。表題から窺えるように、本書は、1920年代から1940年代前半における千葉県学務当局の施策の分析を通して、小学校教員社会に対する監督指導体制の形成・確立過程を明らかにすることを課題としたものである。

著者の真面目な人柄と真摯な研究態度を知る者として、15年に及ぶ研究の成果が学術単著として刊行されたことを本当に嬉しく思う。

各章のタイトル(初出誌)と概要は、以下の通りである。

問題の所在、研究史における到達点と問題点、本書の課題と方法、本書の構成の全四節からなる序章では、「統制」の概念の捉え直しによって、具体的には抑圧・弾圧とは異なる「統制」の側面に着目することで、「政策—運動」の対立図式に固められた大正期と昭和戦前期の教育史を再構築したいという著者の課題意識を踏まえ、先行研究の問題点と本書の課題と方法が述べられている。

著者は、大正期と昭和戦前期の教育史研究の問題点として次の三点を指摘する。

①教員の自律的な教育実践や教育労働運動とそれを抑圧・弾圧する政府・文部省という「政策—運動」の対立図式で把握され、政策と運動の接点としての衝突や事件的性格の濃い事例が取り上げられる傾向が強く、地方学務当局の行政課題に即した問題

や日々の学校や教師の教育活動に即した「統制」現象が捨象されている。

②1920年代から1940年代の初等教育の歴史的過程が「大正デモクラシー」から「ファシズム」というイデオロギーを基軸とする流れの中に解消され、地方学務当局や師範学校、附属小学校、教育会、地域社会、県会などの教員社会との関係性を軸に、相互の関係性や機能の変化として歴史的過程を捉える視点が不十分である。

③1920年代と1930年代の間で分析対象が異なり、「政策－運動」の対立図式に適合する事例が取り上げられるなど問題の一面に傾斜しすぎて諸現象を媒介する重要な問題や領域が取りこぼされている。

これらの問題点を克服する研究視座として著者が採用したのが「統制」概念の捉え直しである。すなわち、事件性を帯びた民主化に対する制圧行為や「逸脱」する者のみを対象とするのではなく、潜在的に「逸脱」の可能性があるものとして教員社会全体を監視対象とし、教員社会に対する指導・助言・支援を通して安定した秩序と機能的関係を結ぼうとする教育行政当局という新たな「統制」の概念である。著者は、この「統制」の概念を採用することで、抑圧・弾圧を伴わない、事件性の乏しい教員社会と教育行政当局との関係性や、教員の日常の職務と教育実践・教育研究に対する統制など、看過されてきた「統制」のあり方や強固な権力関係とそこでの教員の専門性・自立性の問題を照射することが出来るとする。

以上の課題意識にもとづき、「統制」の問題を捉え直すには最適な対象と考える千葉県師範学校附属小学校の「自由教育」の普及と衰退を対象に、「地方学務当局と教員社会とのあらゆる接点に注目し、その関係性の解明に力を注ぐこと」(24頁)が本書の課題であると述べられている。

第一章「千葉県学務当局の「自由教育」に対する「支持」と「統制」——一九二〇年代前半における地方教育行政の基盤——」(『地方教育史研究』第29号、2008年)は、千葉県学務当局の附属小学校「自由教育」に対する「支持」から「統制」への転換を、郡・教育会・師範学校附属小学校・公立校等の各機関と学務当局の関係性の解明、すなわち教育行政基盤の分析を通じて検討したものである。この結果、1920年代に「自由教育」が普及した要因は先行研究が説

く学務当局の「支持」ではなく実践レベルにおける不介入の姿勢であったこと、「支持」から「統制」への転換は公立校における「自由教育」の普及の過程で露呈した学務当局の行政基盤の脆弱性を克服するものであったこと、教育行政体制の観点から大正期の教育実践は従来の理解とは反対に「多様から、画一、均質」へという側面がみられることの三点を指摘する。

第二章「一九二六年地方官官制改正と「自由教育」への統制」(『教育学研究』第66巻第4号、1999年)は、1926年の地方官官制改正を契機に学務当局が「自由教育」に対する統制策を展開する過程を明らかにしたものである。この結果、郡役所・郡長・郡視学という中間機関の廃止や学務部の設置により、中央や学務当局の教育政策がより直接的に各学校に浸透したこと、こうした教育行政基盤の整備・強化は「自由教育」への統制と「小学校教育改善要項」(1927年)の制定として結実し、教員社会における教育の専門性への志向が次第に行政機構内に収斂したこと、この二点を指摘する。

第三章「「自由教育」統制策としての郷土教育の展開—千葉県学務当局の「教育の郷土化」施策を中心に—」(『日本の教育史学』第41集、1998年)は、学務当局の「教育の郷土化」施策を「自由教育」が普及した教育状況の克服策と位置づけ、「自由教育」から郷土教育への移行過程と、当該期の学務当局と教員社会の関係性の変化を考察したものである。この結果、学務当局が教育実践の方向性を明確に示し、教員の専門性に依拠しながら1931(昭和6)年から推進された郷土教育展覧会により、教員社会における教育研究への関心と専門性の志向は学務当局の枠組みの中に収斂されたことを指摘する。

第四章「千葉県教育会会長選任問題—千葉県学務当局の教育会改革—」(『茨城大学教育学部紀要(教育科学)』第51号、2002年)は、1931年から1932年に表面化した千葉県教育会会長選任問題に対する学務当局の対応を検討したものである。この結果、教育行政基盤強化の一環として千葉県教育会を重視する学務当局が指導体制の強化を通じて県教育会を掌握したこと、第三章で考察した「教育の郷土化」施策の成功の蔭には県教育会に対する学務当局の影響力の強化があったことの二点を指摘する。

第五章「千葉県小学教育研究所創設にみる教員統

制」(『日本教育史研究』第23号、2004年)は、千葉県が1933年に創設した小学教育研究所の創設過程と学務当局の教員人事施策の分析を通して、1930年代前半の教員統制の展開を検討したものである。この結果、教員に対する監督指導体制の強化を目的とした小学教育研究所の創設には、「千葉県固有の状況」と学務当局の課題認識、地方官の業績志向など「地方行政の一定の自律性を認めることができる」(193頁)と指摘する。

第六章「総力戦体制下の教員統制の構図—『千葉県初等教育綱領』の制定・実施過程—」(『茨城大学教育学部紀要(教育科学)』第56号、2007年)は、1938年に戦時教育施策として制定された「千葉県初等教育綱領」の制定と実施に対する学務当局と教員社会との関係性の検討を通して、総力戦体制下の教員統制のありようを考察したものである。この結果、山武郡東金尋常高等小学校など四校の指定研究校の実践を通じて具体化された「千葉県初等教育綱領」により、学務当局と教員社会との間に機能的な関係が確立し施策が効率的・効果的に具体化する教育行政システムが成立したこと、こうした「相互依存的な関係を前提とする」教員統制こそ「総力戦体制下の教員統制の特徴として捉えることができる」(234頁)と指摘する。

各章のまとめと本研究の意義の二節からなる結章では、本研究の成果と課題および本研究の現代的意義が記されている。

本書の最大の特徴は、「統制」の概念の捉え直しという新鮮な研究視座のもと、1920年代から1940年代前半の千葉県教育史を具体的に描いたことである。

著者は、教員統制の観点として「学校での活動を中心とする教育実践、教育研究、それらを支え、新たな教育活動の局面を切り開こうとする教育運動、教員の職務態度や意識、その他生活条件改善のための労働運動など多面」にわたり、「それぞれが密接に関連しており、常に全体の関係の中で捉えなければ、統制の内実も見えてこない」(24頁)と述べる。評者も同感である。それゆえに本書の評価は、こうした観点にもとづき、「地方学務当局と教員社会のあらゆる接点に注目し、その関係性の解明」が具体的に記述されているかとなる。

以下、紙幅の関係から、上記の視点と評者の研究テーマである郷土教育運動および地方教育会という三点に関して、評者の感想と疑問点を述べる。

まず、「統制」の具体的な記述に関して、学務当局対教員社会という二項対立的な枠組みが強く、学務当局や教員社会そのものの考察が弱いことである。本書の副題である「地方学務当局と小学校教員社会の関係史」を分析するためには、その前提として、学務当局と教員社会の諸相を具体的に考察する作業が必要となる。学務当局に関しては、当該期の内閣(とくに政友会の教育政策)や内務省・文部省の内実を視野に入れながら、知事・学務部長・学務課長・主席属・県視学に就任した各人物のキャリアや教育観を考察することが求められる。また、教員社会に関しては、本書で登場する木村康哉や鈴木源輔らの校長(キーパーソン)のもとで多くの教員がどのような教育実践を遂行したのか、教員の職階・出身学校(師範系・非師範系)・「上昇志向」などの違いにより、学務当局の「統制」に対する教員の姿勢に違いが生じたのかなど、小学校を取り巻く地域社会の動向にも留意しながら、多面的に考察する必要がある。学務当局と教員社会の諸相を丁寧に考察したうえで初めて両者の関係性の解明が可能となるのではないか。

続いて、郷土教育運動の観点から、「自由教育」統制策としての郷土教育という第三章の記述内容には、その斬新さに惹かれつつもやはり違和感を抱く。拙著『郷土教育運動の研究』で詳しく述べたように、郷土教育運動は師範学校教育改善を目的としたもので、主たる舞台は師範学校と附属小学校である。郷土教育運動の地域的な広がりのなかで、県学務当局や公立校、さらには民間教育団体などで様々な郷土教育運動が展開された。千葉県郷土教育展覧会が「自由教育」の統制策として展開されたとするならば、学務当局は千葉県師範学校の郷土教育に対してどのような評価を下したのだろうか。また、附属小学校の出品作品が「特選」とならなかったことが「県の脱「自由教育」の姿勢を鮮明としたもの」(236頁)という結論には、後述する「自学中心主義教育」の実践校との関係からも、再考の余地があるように思われる。

最後に、地方教育会の観点から、1902年以降の千葉県教育会と郡市教育会やその支部、市町村の教育